

データセンターへの電力供給に関する州当局エネルギー規制のアプローチ

ステファン・J・ヒュームズ、アリシア・M・マックナイト、アンドリュー・H・ジェイコブス

- データセンターの開発は、(たとえ数百メガワットの電力負荷を伴う大規模需要家であっても)主として州のエネルギー規制当局によって規制されています。規制対象には、電力会社による配電、電力系統の信頼性、クリーンエネルギー、および電力資源の制約に関する事項が含まれます。
- 各州では、送電網の増強費用を、大規模な電力負荷を有するデータセンターやそれに関連する新規発電事業者が直接負担するよう、防護策を強化する動きが広がっています。これは、電力システムへの投資を誘発する需要家が、その費用を負担すべきというコスト配分の原則を徹底するものです。
- 送電網への接続に関する連邦レベルの措置が講じられれば、連邦政府と州政府の間の権限バランスが変化し、大規模需要を伴うプロジェクトの開発や電力調達戦略に影響が及ぶ可能性があります。

クラウドコンピューティング、人工知能(AI)やハイパースケールなデジタルインフラに牽引されるデータセンターの急速な拡大により、かつては地域限定的な土地利用や公益事業の料金設定に関する問題とみなされていたものが、州全体および連邦レベルの経済・エネルギー政策上の課題へと変化しています。当事務所の[最新のコメントリー](#)では、連邦エネルギー規制委員会(Federal Energy Regulatory Commission:FERC)にて係争中の手続きを含め、データセンターの電力供給に関する新たな連邦規制の枠組みに焦点を当てました。各州でも同時に、データセンターの開発に対して立法、規制、インセンティブの提供、さらに場合によっては開発への制約を設ける動きが進んでいます。こうした州レベルの対応は、データセンタープロジェクトの経済性に益々大きな影響を及ぼしており、立地選定や系統接続までの期間、さらには長期的な運営リスクに至るまで、あらゆる側面に影響を与えています。

全米各地で、州議会、公益事業委員会、州知事、電力会社経営陣、そして電力利用者の利益を代表する諸団体は、データセンターの拡大に伴う一連の共通課題—前例のない電力需要の増大、送電網の信頼性への懸念、水資源や土地利用への影響—への対応を迫られています。一方で、政策立案者らは、データセンターがもたらす著しい経済成長や税収基盤の拡大という利益とのバランスも考慮しています。その結果、大規模需要を送電網へどのように組み込むかを再構築するなど、エネルギー政策の情勢が急速に形成されつつあります。

本稿では、個々の州の法令や係争案件を列挙するのではなく、各州に共通して見られる主要な新たな動向を分析します。データセンターの拡大に伴う規模やエネルギー面への影響に対処するため、各州の政策的枠組みは進化を続けています。その一方で、連邦レベルでは、データセンターへの電力供給を巡る連邦政府と州政府の権限の境界を再画定するための[検討が行われています](#)。その結果、FERC が介入して、現在策定中の新たな規則を連邦裁判所で有効なものとして確定させるまでは、こうした州レベルの政策枠組みがデータセンタープロジェクトに実質的な影響を及ぼすことになるでしょう。

電力規制における州の役割

データセンターの電力需要増加に対する各州の現在の権限や政策対応を理解するには、電力規制において各州が伝統的に果たしてきた役割を理解する必要があります。[連邦電力法](#) (Federal Power Act: FPA) が定める協調的連邦主義に基づく権限配分の下では、FERC は州間市場における電力の卸売、州間送電、および電力系統の信頼性基準について[権限](#)を有しています。一方、各州は FPA 第 201 条(b)に基づき、電力の小売、地域配電設備、および公益事業者によるその供給区域内の顧客に対する電力供給義務について[管轄権](#)を有しています。これらはいずれも、データセンターが電力を調達し、送電網に接続するうえで極めて重要な要素です。

各州の公益事業委員会は、歴史的に、最終需要家向けの小売電力サービスを、サービス提供コストに基づいて[規制](#)してきました。具体的には、料金体系や設備投資を承認し、料金が公正かつ妥当であることを確保しつつ、電力会社が適切に発生させたコストを回収できるようにしています。また、各州は、統合資源計画の審査や、小売料金を通じて回収される送電・配電設備投資の承認など、電力会社の事業策定やインフラ整備も[監督](#)しています。さらに、州政府、そして多くの場合にはその下位の自治体も、発電、送電、配電インフラの立地選定や許認可に関して[権限を行使](#)しています。大規模な電力需要を伴うデータセンターも最終的には電力需要者であるため、こうした施設への電力供給要件については、各州が引き続き主要な規制権限と責任を有しています。

こうした状況の下、データセンターに影響を及ぼす州の法規制の多くは、小売料金、配電系統への接続、公益事業の計画策定、インフラの立地選定といった、長年にわたり確立されてきた州の権限の範囲内で適用されています。この権限により、州はデータセンターへの電力供給に対して実質的な影響力を行使することができます。データセンターの電力需要が拡大し、特定地域への集中度が高まるにつれ、各州は、従来の小売料金規制や電力計画の枠組みに組み込まれてきた前提条件を見直しつつあります。

敷地内または隣接地での発電については、その発電設備が州間送電系統に接続されるか否かによって適用規制の枠組みが異なります。近年では、FERC の後押しもあり、また、人工知能(AI)向け大規模データセンターでは送電網への接続に 4~7 年もの遅延に直面しているという現実を踏まえ、多くの事業者が、「Bring Your Own Generation (BYOG)」モデルに基づく敷地内発電(特に天然ガス発電)の導入を進めています。

このモデルは、送電網から完全に切り離された独立型や、送電網と併用するハイブリッド型で運用されます。送電網への接続を伴わないプロジェクトであれば、電力供給開始までの期間を約 3~6 年に短縮できるため、BYOG はハイパースケール・データセンターへの電力供給戦略において一般的な戦略となっています。このような送電網に接続しないシステムは、州のエネルギー規制当局の

管轄のみに従う一方、座礁資産となるリスクや、資金調達上の課題が大きくなる可能性があります。

州の政策に関する新たな論点

データセンターによる電力需要の増大に対し、州議会や州公益事業委員会は対応の足並みを揃えつつありますが、その具体的なアプローチは地域によって異なります。近年制定された法令や提案は、コスト原因原則、送電網の信頼性確保、そしてクリーンエネルギーや資源利用に関連する州政策主導による制約といった方向への、より広範な転換が進んでいることを反映しています。データセンターに対する規制的アプローチを示している十数州の動向からは、以下のような傾向が読み取れます。

- データセンターと、敷地内または隣接地の天然ガス発電設備やメーター後方システムと組み合わせることを可能とする規制枠組みを持つ州には、ノースダコタ州、オクラホマ州、テキサス州、ワイオミング州があります。
- 再生可能エネルギーを活用したハイブリッドモデルを促進する規制枠組みを持つ州には、カリフォルニア州、コロラド州、ニュージャージー州 (BYOG 可) およびバージニア州 (規制は強化されているものの、BYOG 可を優遇) があります。
- BYOG に関する規制における承認が比較的迅速な州としては、現在のところ、オクラホマ州、テキサス州、ワイオミング州 (産業施設の立地に関して) などが含まれます。
- 消費者保護の姿勢が最も強い州は、カリフォルニア州、ニュージャージー州、バージニア州です。
- データセンターの電力コストから電力料金支払者を保護、あるいは分離しようとする動きが強まっている州には、フロリダ州、モンタナ州、ペンシルベニア州などがあります。

コスト転嫁の禁止

各州で共通して見られる主要なテーマの一つは、データセンターが電力系統にもたらすコストを、データセンター自身に確実に負担させようという姿勢が強まっていることです。この政策の目標は、大規模需要の系統接続基準や、料金支払者の保護を[取り扱う](#)州の立法活動に繰り返し表れています。各州は、新規の大規模データセンターの電力需要によって必要となった送電網の増強費用が、一般住宅や小規模商業用需要家に「コスト転嫁」されることを防止しようとする動きを強めています。

ミネソタ州は、大規模データセンターの開発に伴うコストを抑制するための枠組みを、法制化によって整備している好例です。2025 年、同州議会は、料金支払者を保護する措置を盛り込み、電力の大規模需要家向けの電力供給契約についてより厳格な審査を義務付ける[法案を可決](#)しました。大規模データセンターの需要に対応するために必要なインフラ投資 (送電・配電システムの増強を支援する投資を含む) は、その費用を一般住宅需要家や小規模商業需要家全体で負担するのではなく、当該データセンターの大規模需要家に直接負担させる必要があります。同様に、フロリダ州で[提案されている枠組み](#)においても、大規模需要家に対し、自らの系

統接続に起因するシステム増強費用の負担や、電力会社の投資が座礁資産となるリスクを軽減するような供給契約の締結が求められます。

多くの政治家や電力料金支払者の利益を代表する団体は、新たな大規模需要は電力網全体に広く利益をもたらすものではない、と主張しています。他方、需要増加は結果的に[消費者価格の引き下げに寄与する](#)可能性があるとの見方もあり、これは、送電システムには既に改修が必要とされているため、新たな需要はインフラ需要を新規に生み出すというよりも、既存のインフラ需要を浮き彫りにするものと言えるためです。しかし、多くの州では、プロジェクト間で費用負担転嫁が行われることを回避し、他の需要家層を保護する形でデータセンター開発を進めるモデルへと移行しつつあります。

クリーンエネルギーと電力システムの信頼性

多くの州が、データセンターに供給される電力の供給源や、それが電力システムに及ぼす影響にも目を向けています。脱炭素化を積極的に推進している地域では、政策立案者らが、大規模データセンターに対してクリーンエネルギー目標との整合性を示すよう義務付ける措置を検討しています。

例えばカリフォルニア州では、大規模な電力需要を伴う新規施設に対し、その需要の追加分を賄うのに十分なクリーンエネルギー資源を調達または開発することを義務付ける[法案](#)が[提案](#)されています。代替措置として、当該施設は、自らの電力需要が州の温室効果ガス排出削減目標の達成を妨げないことを証明することも認められています。対照的にテキサス州では、重点をクリーンエネルギー要件とはせず、むしろ大規模需要の電力システムの信頼性を重視したものとなっています。同州では 2025 年に、大規模需要に対する監督を強化し、電力システムの緊急事態時には、大規模需要家に対して電力使用を抑制することを義務付け、電力システムの安定性を確保することを内容とする法律が[可決](#)されました。これらの取り組みは、各州の政策上の優先順位に応じて、大規模需要の増加に対しては電力供給側または需要側のいずれか、または双方を組み合わせた解決策が講じられる可能性があるという考えを反映しています。

その他の環境上の制約

電力関連の改革と並行して、各州では、大規模データセンターが水資源や環境に及ぼす影響に対する監視の目が厳しくなっています。特にカリフォルニア州やテキサス州の一部など水資源が逼迫している西部地域では、政策立案者らが、データセンターの冷却に使用される地域の水資源に対し、それらが及ぼす累積的な影響について懸念を[表明](#)しています。バージニア州では、データセンター事業者に対し、計画許可およびゾーニング申請の一環として、詳細な水消費量の推定値を提出することを義務付ける[法案](#)が提出されています。ユタ州でも同様の要件の導入が[進められています](#)。資源制約(特に水資源)は、データセンターにとって単なる付随的な検討事項から、立地選定や許認可に関わる重要な課題へと位置付けが変化しつつあります。州によっては、こうした制約が、大規模データセンタープロジェクトを規制する州レベルの政策の枠組みに直接組み込まれるようになっています。

積極的な政策立案主体としての規制当局

重要なのは、こうした動向が立法措置だけに留まらないという点です。各州の規制委員会や機関は、既存の権限を行使し、料金体系の改定、系統接続の方針、統合資源計画プロセスを通じて、同様の原則を適用しようとしています。例えば、コロラド州の規制当局は、大規模な電力需要者に伴うコスト負担や電力網への影響に対処する必要性を強調した指針を採択しました。また、複数の州の規制委員会は電力会社に対し、データセンターの電力需要の増加分を他の需要とは区別して予測・分析し、その電力系統の信頼性に及ぼす影響を評価するよう指示しています。650 以上ものデータセンターが設立され、世界で最も集中しているバージニア州では、規制当局が、既存の料金支払者へのリスクを軽減するため、大規模需要家向けの特別料金体系や契約上の取り決めに導入しました。こうした料金体系はますます一般的になりつつあり、現在では、大規模需要家向けの料金設計は、各電力会社ごとの商業的取り組みにとどまらず、政策立案の分野において積極的に議論され、その進展が継続的に監視される分野となっています。

このように、法整備や規制の動きが重複する状況は、より大きな政策転換へとつながります。各州は単にデータセンターの拡大に対応しているだけでなく、大規模な電力需要に対応するためのルールを主体的に作り変えようとしているのです。

開発事業者および投資家にとっての戦略的意味合い

これらの州レベルの動向を総合すると、データセンター開発に関して、以下のような点を念頭に置くことが必要になります。

- **事前の入念なデューデリジェンスが極めて重要**: 大規模需要に対する州の規制、電力会社の事業計画策定プロセス、および州内の政治情勢を十分に理解することは、これまで以上に重要となっています。
- **プロジェクトのより早い段階でなされるコスト配分決定**: 各州では、プロジェクトの承認や着工前に、コスト配分原則や運営上の義務を明確化する動きが進んでいます。
- **柔軟な電力調達戦略が競争上の優位性をもたらす可能性**: 変化する規制の枠組みに柔軟に対応できるプロジェクトは、直面する障壁が少なくなる可能性があります。例えば、敷地内または隣接地に設置した BYOG 設備と電力需要を組み合わせる、エネルギー貯蔵システムを導入する、電力需給のバランスを整えるデマンドレスポンス・プログラムに参加するなどが可能な施設は、信頼性やコスト原因原則に関する州の政策との整合性を確保しやすいと考えられます。
- **料金体系の重要性**: 需要料金 (Demand Charges)、電力使用制限に関する規定、および系統改修に伴うコスト配分は、1 キロワット時当たりの公表価格よりも、プロジェクトの採算性に大きな影響を及ぼす可能性があります。
- **統合的な計画策定による遅延軽減**: 電力設備の改修調整、発電設備の調達、および送電網に関する調査を並行して進めることで、開発スケジュールを長期化させる要因となる、段階的な工程上のボトルネックを防ぐことができます。

連邦政府の政策との整合性と連邦規制権限優先のリスク

連邦政府による活発な規制活動を背景に、州レベルでも動きが見られます。FERC は、送電レベルで相互接続される大規模電力負荷が、従来の州による監督を迂回する可能性のある、拡大された連邦管轄下に置かれるべきかどうかについて、積極的に検討しています。2025 年 12 月、FERC は、この議論において連邦政府がより積極的な役割を果たす意向を示し、中部大西洋地域の 13 州を管轄する地域送電系統運用機関である PJM インターコネクションに対し、大規模負荷と同じ敷地内の発電設備に物理的に接続される併設型発電を促進する 3 つの新しい送電サービスを創設するよう命じました。この指示は、2026 年 1 月、ホワイトハウスと複数の州知事が支持する政策基本原則に関する声明を通じてさらに強化されました。データセンターからの需要予測を踏まえ、PJM に対し、緊急時バックストップ・オークションの実施や、地域の電力供給の信頼性を支えるための措置などを講じるよう求めました。

このような連邦政府と州政府の連携は極めて重要です。FERC が最終的にこのような枠組みを全国的に採用すれば、州規制の特定の側面（特に 20 メガワットを超える大規模負荷の相互接続やコスト配分に関するもの）は、連邦法が優先的に規制権限を有することになり得ます。州は依然として、立地選定、土地利用、小売料金設計については権限を保持するものの、大規模負荷に関するエネルギー規制は連邦政府へと実質的に移行し、結果として、州によるより包括的なエネルギー規制は事実上奪われることになるでしょう。こうした権限再編の可能性は、特に既存の相互接続枠組みやコスト配分の前提に基づいて構築されたプロジェクトにとって、法的および規制上の不確実性をもたらすことになります。

結論

データセンターに対する州政府の規制は、転換期を迎えつつあります。単に受動的に受け入れるだけの時代から、より意図的・計画的な政策的アプローチへと移行しつつあります。各州は引き続き投資の誘致を競い合っているものの、コスト転嫁から料金支払者を保護し、電力網の信頼性を維持し、資源への影響を抑制することに、より重点を置くようになっています。

同時に、州の権限が最終的にどのような範囲となるかは、連邦規制当局が大規模需要に対する管轄権をどこまで有することとするかに左右される可能性があります。その全容が明らかになるまでは、データセンターの開発業者、運営者、および投資家は、州レベルでの政策策定が今後も続くことを想定し、それに応じた事業計画を立てることが重要となるでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[State Energy Regulatory Approaches to Powering Data Center](#)をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Stephen J. Humes

stephen.humes@pillsburylaw.com

Alicia A. McKnight

alicia.mcknight@pillsburylaw.com

Andrew H. Jacobs

andrew.jacobs@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.
© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.